

制度でこ入れで一層の普及期待

産廃処理業の

124

があつたほどのに生が
されなかつた。先陣を切
つた業者たちが積極的に
情報発信していくが、も
しかしたら運び結果とな
つたかも知れぬ——

——制度は一定の役割
を果たしたと言えるか。
「当初から問われてい
る」

て今回は法律に基づいて許可の判断を行なうことになる。独自制度を導入する自治体もあり立並みが揃わなかつたが、今回は法律に書き込まれるので全世界が取り組むことになる。

制度創設5年、次のステップ

法律に盛り込むといふ制度だ。基的な考え方だ。一般的な考え方だ。意味で意義は大きかった。私は変わらないと思うのだった。ただ、国連議会などで、やがて名実伴つた。

制度創設から1年
間が経過したが、
「意外と認定業者数が
多い」との声が、制度をより普及するの
よう法律には盛り込まれてはいるが、
実際には、施行規則での対応と
制度創設に際し評議會で決議された
内容と大きく違っていた。この問題は、
今後も大きな課題となる。
（前編）

の背景には制度の問題、ゆくゆくはいかが扱う所でした。結果として更新世遺跡検討WGの主導をに懸念をもつてゐる。その提出書類を一部省略す務めだが、「評価項目は新制度で

**処理業界に備
広報・販促の問題
業者・派出事業者の意識
の問題などがあつたので**

は着実に浸 一制度じとの問題

直 指 的 な テンセント

処理業界に優良化の意識は着実に浸透してきた

直接的なインセンティブが少なかったり、一部省略してしまうのである。これがなかなか難しい。優良性評価制度は、それまで、廃棄物行政は廃棄業者を扱う所としていたので取り組み規制一路倒たる説得力が乏しかった。今もまた、理業者は少なく、それを運営する組織も少ない。このままのメリットを感じる効率化が進むことはない。そこで、今回の法改正ではしっかりと法律に書き込むことによって、業者を育成しようとしたのである。それは大きな観点で作られた長期的なものである。

早稻田大学教授

長沢伸也 氏に聞く

